

① スtockマネジメント実施の基本方針

君津富津広域公共下水道は、昭和48年8月に君津富津広域下水道組合を設立し、同年12月に効率的な広域共同処理方式による公共下水道の事業認可を受けて、区画整理地域を含む市街化区域を中心に、鋭意事業を進め、施設の整備を図ってきた。令和元年度末の処理区域面積は、君津市の事業計画面積1,276haのうち約1,171ha（約92%）、富津市の事業計画面積693haのうち約380ha（約55%）の整備が完了している。

これまで整備を進めてきた結果、令和元年度末で、管路施設約647km、処理場1か所、雨水ポンプ場2か所、マンホールポンプ場1か所を有している。

ストックマネジメントの実施にあたっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標（アウトカム、アウトプット）及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することとする。

また、これらの計画を実施し、結果を評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていく。

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能な施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。 点検で異状が確認されない場合は、1回/30年の頻度で調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	腐食環境下
マンホール 本体・ふた	1回/5年の頻度で調査を実施。	〃	〃
管きよ マンホール 本体・ふた	1回/30年の頻度で調査を実施。	〃	重要施設
管きよ	1回/30年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰで改築を実施	その他施設
マンホール 本体・ふた	1回/30年の頻度で調査を実施。	〃	〃

【処理場・ポンプ場】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池設備	1回/5年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
ポンプ設備	1回/5年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
水処理設備	1回/5年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
汚泥処理設備	1回/5年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
脱臭設備	1回/5年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
内部防食	1回/5～10年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
防水、外部仕上・外部建具	1回/5～10年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	
躯体	1回/10年程度の頻度で調査を実施	健全度1、2で改築を実施	

※調査頻度については、調査結果を踏まえて必要があれば見直しを行い、実情に則した計画とする。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数	圧送管

【処理場・ポンプ場】

施設名称	目標耐用年数	備考
電気計装設備	標準耐用年数の1.5～3倍程度	
屋根防水（保護防水）	標準耐用年数の3倍程度	
消火災害防止設備	標準耐用年数の2.5倍程度	

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きよ施設】

…

管きよ

—

【汚水・雨水ポンプ施設】

…

ポンプ本体

—

【水処理施設】

…

送風機本体もしくは

機械式エアレーション装置

—

【汚泥処理施設】

…

汚泥脱水機

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和2年度 ～ 令和6年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1) 処理区・ 排水区 の名称	(2) 合流・ 汚水・ 雨水の別	(3) 対象施設	(4) 布設 年度	(5) 供用 年数	(6) 対象数量	(7) 概算 費用 (百万円)	(8) 備考
—	—	—	—	—	—	—	
合計							

【処理場・ポンプ場施設】

(1) 処理区・ 排水区 の名称	(2) 合流・ 汚水・ 雨水の別	(3) 対象施設	(4) 設置 年度	(5) 供用 年数	(6) 施設能力	(7) 概算 費用 (百万円)	(8) 備考
君津富津 終末処理場	汚水 (一部合流)	付帯設備	1983-1995	25-37		133	
〃	〃	仕上・防水 ・建具	1984-2002	18-36		188	
〃	〃	消火災害防 止設備	1986-1989	31-34		16	
〃	〃	スクリーンか す設備	1996	24		52	
〃	〃	汚水沈砂 設備	1996	24		51	
〃	〃	最初沈殿池 設備	1987	33		227	
〃	〃	消毒・用水 設備	1987-2003	17-33		47	
〃	〃	汚泥脱水 設備	1997	23		463	
〃	〃	受変電 設備	1989-1997	23-31		338	
〃	〃	自家発電 設備	1989	31		375	
〃	〃	その他電気 計装設備	1989-2003	17-31		476	
合計						2,366	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号および概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合および地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

【管路施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 2,209 百万円/年	概ね 50 年

【処理場・ポンプ場施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 443 百万円/年	概ね 50 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。